

軽井沢町国際交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際理解の向上及び姉妹都市との積極的な交流を推進するため、町民、町内就業者、通学者その他団体が海外へ渡航し実施する国際交流事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、軽井沢町補助金等交付規則（昭和46年輕井沢町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 団体（営利を目的としないものに限る。以下この号及び第4号において同じ。）が姉妹都市に親善訪問し、当該姉妹都市の文化、スポーツ等の活動を行う団体と交流活動を行う事業であって、町長が別に定める基準に該当するもの
- (2) 姉妹都市にある学校、専門学校等で勉学をするため、又は芸術、スポーツ、語学等の技術を習得するために留学する事業であって、町長が別に定める基準に該当するもの
- (3) 小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒（次号において「児童生徒」という。）が海外に短期滞在又は留学し、生活体験又は体験学習を行う事業であって、町長が別に定める基準に該当するもの
- (4) 団体の活動において、児童生徒が海外に短期滞在し、生活体験を行う事業であって、町長が別に定める基準に該当するもの
- (5) その他町長が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 学校又は教育委員会が主催する学校教育活動に係る旅行、研修その他これらに類する事業であって、当該事業の対象者の参加を原則としているもの
- (2) 町その他の団体から補助金その他これに類するものの交付を受けて行う事業

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第1項各号に掲げる事業（同条第2項に規定する事業を除く。）により海外に渡航する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定による申請をする時において、次のいずれかに該当する者であること。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内の事業所に勤務する者

ウ 町内の学校に在学する者

(2) 町が行う国際交流のための活動にボランティアとして積極的に協力する意思があること。

(3) 第9条第1項に規定する実績報告書及び同項第1号に規定する事業報告書に記載された内容並びに同項第3号に規定する写真を町がホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意すること。

2 前項の規定にかかわらず、当該者又はその者の属する世帯の世帯員に町税の滞納があるときは、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の各区分に応じた額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (1人当たり)
第2条第1項第1号関係	交通費、宿泊費及び旅行保険料（町長が別に定める基準に該当するものに限る。）	補助対象経費 の2分の1	40,000円
第2条第1項第2号及び 第3号関係	交通費、宿泊費、旅行保険料 及び学習費（町長が別に定め る基準に該当するものに限 る。）		85,000円
第2条第1項第4号関係			45,000円
第2条第1項第5号関係	町長が必要と認める経費		町長が別に定める額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、軽井沢町国際交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、当該事業を開始する日の2月前までに町長に申請するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 事業計画書

(2) 行程表

(3) 留学先の学校の入学許可証の写しその他これに準ずるもの

(4) 補助対象経費に係る見積書の写しその他これに準ずるもの

(5) 住民基本台帳閲覧及び町税納付状況調査への同意書（様式第2号）、勤務証明書又は在学証明書

(6) 外国人にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する在留カード、特別永住者証明書その他これらに準ずるものの写し

2 第3条第1項に規定する交付対象者が前項の規定による申請の時に18歳未満であるときは、その者の保護者が当該申請を行うものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、補助金を交付するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に関し、条件を付することができる。

（変更等承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後に申請内容の変更又は事業の中止が生じたときは、軽井沢町国際交流事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助金の概算払）

第8条 交付決定者が規則第12条の規定による補助金の概算払いを受けるときは、軽井沢町国際交流事業補助金概算払請求書（様式第4号）によるものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、軽井沢町国際交流事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 補助対象経費に係る領収書及び内訳書の写し

(3) 交付決定者と渡航先の現地の人々との交流その他の当該事業の実績を表す写真

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、規則第13条の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、当該期限を繰り下げることができるものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の額の確定の通知を受けた者は、軽井沢町国際交流事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は期限を付して補助金の返還を求めることができる。

- (1) 交付決定者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者が法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(交付の制限)

第12条 第2条第1項各号に掲げる補助対象事業に対する補助金の交付は、申請者1人につきそれぞれ1回限りとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日告示第7号)

この要綱中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年7月9日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日告示第9号)

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第16号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の軽井沢町国際交流事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年9月30日告示第26号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年3月28日告示第8号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。